

【注】この法令遵守規則の雛形は、国際運送貨物の運送の一部を外部に委託している場合における標準的な法令遵守規則の例示です。

法令遵守規則の制定を検討する場合には、各企業の実情に応じて、本例を参考に、自社に適した法令遵守規則を作成する必要があります。

国際運送貨物の運送業務等に係る法令遵守規則

第1章 総則

（目的及び適用範囲）

第1条 本法令遵守規則（以下「本規則」という。）は、社（以下「当社」という。）の国際運送貨物の運送業務及び保税運送等（特定委託輸出に係る運送を含む。以下同じ。）（以下「国際運送貨物の運送業務等」という。）並びに関税法その他関係法令に規定する税関手続きについて、法令を遵守し、業務を適正かつ円滑に遂行することを目的として定める。

2 本規則は、当社が行う国際運送貨物の運送業務等及び関税法その他関係法令に規定する税関手続きに適用する。

（基本方針）

第2条 国際取引の一翼を担う当社は、適正・円滑な輸出入貿易に資する観点から、関税法及びその関連法規を誠実に遵守し、国際運送貨物の運送業務等を適正に行うため、以下を当社の基本方針とする。

- (1) 国際運送貨物の運送業務等の遂行に際しては、法令を遵守し、違法行為は行わない。
- (2) 法令遵守のため必要な社内体制の整備を図る。
- (3) 本規則及び別途策定する業務手順書に定めるところにより、適正に業務を行う。

第2章 組織

（組織）

第3条 法令遵守の観点から、国際運送貨物の運送業務等全般に関する責任・管理体制等について業務の適正な運営を図るため、最高責任者及び下記の部門を置く。

- (1) 総括管理部門（国際運送貨物の運送業務等を総合的に管理する部門をいう。以下同じ。）
- (2) 国際運送貨物運送部門
- (3) 保税運送等管理部門
- (4) 顧客（荷主）管理部門
- (5) 法令監査部門

（最高責任者）

第4条 適正な国際運送貨物の運送業務等の遂行のため、代表取締役又はこれに準ずる者を最高責任者とする。

2 最高責任者は、第2条に規定する基本方針の適正な実施のため、次条各項に定める社内体制を整備するとともに、適正な運営がなされるよう有効な施策を講じる。

（社内体制の整備）

第5条 国際運送貨物の運送業務等の遂行に際しての責任体制を明らかにするため、各部門における業務内容、従業員の権限及び責任の範囲を明確に定める。

- 2 各部門間、本支店間及び各従業員間等における情報の伝達及び共有化が確実に行われるよう連絡体制を整備する。また、各部門等における税関その他の関係官庁への連絡体制を整える。
- 3 国際運送貨物の運送業務等に係る知識及び経験に応じて、従業員の適切な配置を行う。
- 4 会計帳簿及び財務書類の作成、保管及び会計監査を行う部門を定め、その責任の範囲を明確に定める。

法令遵守規則（コンプライアンス・ガバナンス）の例（特定保税運送者）

（総括管理部門）

第6条 最高責任者は、法令遵守の観点から、総括管理部門を設置し、次の業務を行わせることとする。

- (1) 社内体制の整備、本規則並びに業務手順書の策定及び改訂
- (2) 各部門への指示、連絡及び調整
- (3) 危機管理体制の整備
- (4) 社内教育及び訓練の実施
- (5) 国際運送貨物の運送業務等の委託先に対する信頼度の調査、指導及び監督
- (6) 法令監査部門からの勧告に対応する業務改善の措置

（国際運送貨物運送部門）

第7条 国際運送貨物運送部門においては、第5条各項の規定に従い体制を整備するとともに、定められた業務手順書に従って国際運送貨物の運送の基本的作業である貨物の搬出入・受渡に係わる確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階での貨物の数量、態様等を把握し、責任をもってこれらの業務を遂行する。

- 2 必要に応じて個別の業務が関税関係法令や他の法令の規定に適合したものであるかについて、法令監査部門の審査を受けるものとする。

（保税運送等管理部門）

第8条 保税運送等管理部門においては、第5条各項の規定に従い体制を整備するとともに、定められた業務手順書に従って運送の基本的作業である貨物の発送・到着に係わる確実な記帳のほか、運送中の貨物の数量、態様等を把握し、責任をもってこれらの業務を遂行する。

- 2 必要に応じて個別の業務が関税関係法令や他の法令の規定に適合したものであるかについて、法令監査部門の審査を受けるものとする。

（顧客（荷主）管理部門）

第9条 顧客（荷主）管理部門においては、第5条各項の規定に従い体制を整備するとともに、定められた業務手順書に従って当社が国際運送貨物の運送業務等を委託する顧客（荷主）について、その資質や経営状況等の把握に努め、責任をもってこれらの業務を遂行する。

- 2 各部門は、必要に応じて個別の業務が関税関係法令や他の法令の規定に適合したものであるかについて、法令監査部門の審査を受けるものとする。

（法令監査部門）

第10条 法令監査部門は、国際運送貨物の運送業務等に関する法令遵守を実効あるものとするために、次の業務を行う。

- (1) 業務手順書に則った定期的な監査の実施及び各部門における自己監査の支援
- (2) 個別の国際運送貨物の運送業務等が法令及び本規則に適合しているかの審査及び承認
- (3) 監査結果等に基づく法令遵守に係る業務の改善措置の勧告
- (4) 監査結果及び勧告の最高責任者及び総括管理部門への連絡

（各部門における責任者）

第11条 各部門における国際運送貨物の運送業務等を適正に遂行するため、部門ごとに責任者を設置する。

- 2 責任者は、関連法令、本規則及び業務手順書を理解し、これを遵守するため、各部門における国際運送貨物の運送業務等に携わる従業員の指導、監督を行うとともに、業務手順書に基づき適正な指示を行う。

（従業員の責務）

第12条 従業員は、第1章に定める基本方針が企業活動の基本であることを理解し、本規則及び業務手順書に基づき、国際運送貨物の運送業務等を適正に遂行する。

第3章 基本的業務

（国際運送貨物の運送手続）

第13条 各担当者は、当社が行う国際運送貨物の運送業務における手続について、次条から第17条まで及び第23条に定める手続を厳守するものとする。

最高責任者の承認並びに総括管理部門及び法令監査部門の確認を受けた場合などにおいて、船舶、航空機、トラック及び関係施設等の管理部門の責任者が、当該施設等の実情に応じて手続を定めることとしても差し支えない。

（船舶、航空機又はトラック等の管理）

第14条 船舶、航空機又はトラック等に対し無許可のものの侵入を防ぐことにより、船舶、航空機又は貨物自動車等のセキュリティを確保するものとする。

2 船舶、航空機又はトラック等に対するセキュリティ対策は次の各号により実施するものとする。

- (1) 貨物室内外について不審者、不審物等の有無を定期的に検査する。
- (2) 特に船舶及び航空機については、内部と外部を隔てる区画や壁板及び扉板の安全性を確保する。
- (3) 無許可の者の出入、不正が発見された場合の手続きを整備する。
- (4) 特に船舶及び航空機については、積荷目録に記載されないものが発見された場合の手続きを整備する。

（施設管理）

第15条 国際運送貨物の運送業務等を行う者が自ら施設を設置する場合には、外部からの不法なアクセスを防止できるよう、次の各号により施設管理を実施するものとする。

- (1) 適切な施錠を行う。
 - (2) 駐車区域を含む施設内外に適切な照明を設置する。
 - (3) 危険物その他貨物を損傷し、若しくは腐敗させるおそれの多い貨物については、他の貨物と区分して適切に蔵置する。
 - (4) 貴重品その他盗難のおそれの多い貨物については、特別の保管施設を設け、その施設内に蔵置させる。
 - (5) 従業員及び訪問者の駐車区域は、蔵置貨物の保管区域から分離する。
 - (6) 貨物自動車運送事業者が荷主施設等にトラック等を待機させる場合には、当該施設等の管理担当者と協力し、当該トラック等のセキュリティ確保に努める。
 - (7) 警察その他関係当局と連絡をとるための必要な体制を整備する。
 - (8) 不法なアクセスを防止するための適切な警報システムを設置する。
- 2 国際運送貨物の運送業務等を行う者が施設設置者の施設を利用する場合にあっては、当該施設設置者の協力を得て前項に定める施設管理を実施する。

（アクセス管理）

第16条 国際運送貨物の運送業務等を行う者は、次の各号により船舶、航空機、トラック及び関係施設等へのアクセス管理を実施するものとする。

- (1) 無許可で船舶、航空機、トラック及び関係施設等への出入りを禁止する。
- (2) 必要に応じ港湾管理者、空港管理者等（以下、「施設設置者」という。）の協力を受け、以下の内容を含む管理体制の整備に努める。
 - イ 従業員及び訪問者等に対し、身分証等で入退出の確認を行う。
 - ロ 無許可及び不審者等への対応方法を整備する。
- (3) 特に船舶及び航空機にあっては、乗組員及び旅客について、関係法令に従い、乗船名簿等をあらかじめ作成する。
- (4) 携帯品、郵便物その他船舶、航空機、トラック及び関係施設等に持ち込まれる物品等はその安全を確認する。
- (5) 盗難防止のための警報又はアクセス管理のため、適切な警報システムを設置する。

法令遵守規則（コンプライアンス・ガバナンス）の例（特定保税運送者）

- (6) 当該施設区域への自動車の出入りについては、当該自動車を自動車登録番号等により特定、記録するとともに、駐車中の車両の監視に努める。

（貨物管理）

第17条 国際運送貨物の運送業務等を行う者は、貨物情報を確認できないものが船舶、航空機、トラック及び関係施設等に持ち込まれることのないよう、次の各号により管理体制の整備を実施するものとする。

- (1) 貨物の搬出入・受渡を管理する現場責任者を選任する。
- (2) 貨物は、現場責任者の監督の下で、搬出入・受渡を行う。
- (3) 貨物に対し検数、検量等を行う。
- (4) 貨物及び貨物用機材のマーキング等が適切であることを確認する。
- (5) 海上コンテナについては、コンテナシールが適切であることを確認する。航空コンテナについては、関係法令等に基づきコンテナに対する不法なアクセスを防止する措置が講じられていることを確認する。
- (6) 過小又は過大な積載等、貨物情報に照らし、不自然な積載状況を発見した場合には、直ちに荷主又は関係者に連絡を行う。
- (7) 運送貨物への不法なアクセスを防止するため、これらを適切に蔵置する（船舶及び航空機の場合を除く。）。
- (8) 危険物その他貨物を損傷し、若しくは腐敗させるおそれの多い貨物については、他の貨物と区分して適切に蔵置する。
- (9) 異常事態又は不法なアクセスが発見され、若しくは疑われる場合には、直ちに関係当局へ報告する。
- (10) 輸入貨物の取扱時において、未通関の貨物に積荷目録（又は船荷証券）に記載されていない貨物が発見された場合には、直ちに税関に報告するとともに、荷主及び関係者に連絡を行う。
- (11) 空コンテナの保管に際しては、不法なアクセスを防止できる体制（専用区域の設定、定期的な巡回等）を整備する。
- (12) コンテナへの貨物積込みに際しては、積込み前にコンテナ内外の状態を点検する。
- (13) 海上コンテナについては、貨物積載後のコンテナの施錠に際し、固有の番号を有するシール等により適切に行う。航空コンテナについては、関係法令等に基づきコンテナに対する不法なアクセスを防止する措置が講じられていることを確認する。

第4章 保税運送等に係る手続体制

（運送管理手続）

第18条 各担当者は、船社や荷主からの委託を受けて当社が行う保税運送等に係る保税地域等からの貨物の発送時、運送中、到着時の各段階における貨物管理手続について、第13条から第17条までのセキュリティ対策のほか、次条から第23条までに定める手続を厳守するものとする。

ただし、最高責任者の承認並びに総括管理部門及び法令監査部門の確認を受けた場合にあつては、各運送管理部門の責任者は、当該部門の実情に応じた手続を定めることができるものとする。

（発送時管理）

第19条 外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税地域等から発送するに当たっては、次の各号に定める事務を行う。

- (1) 貨物を発送する場合は、当該発送貨物に係る船卸表等の情報と当該貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を当該貨物管理者とともに確認の上、貨物を搬出する。

保税運送を行う場合にあつては、当該発送貨物に係る船卸表等の情報を基に通関情報処理システム（以下「システム」という。）により運送目録を作成し、保税地域の貨物管理者に提

法令遵守規則（コンプライアンス・ガバナンス）の例（特定保税運送者）

示する。

- (2) 提示した書類と当該搬出しようとする貨物の相違を発見したときは、直ちにその内容を運送管理部門の責任者に連絡する。貨物管理部門の責任者はその内容を直ちに管轄税関の保税（取締）担当部門へ報告する。

（運送中管理）

第20条 外国貨物又は輸出しようとする貨物の運送中は、道路交通法等の法令に従い、確実に運送を行うとともに、以下の各号の内容を含む管理体制の整備を行うものとする。

- (1) 貨物及び貨物用機材のマーキング等が適切であることを確認する。
- (2) コンテナシールの施錠状況や外装を確認する。
- (3) 過小又は過大な積載の発見と報告・連絡を行う。
- (4) 運送貨物への不法なアクセスを防止するため、コンテナ等を適切に管理する。
- (5) 運送中に亡失した場合には、直ちにその旨を管轄税関の保税（取締り）担当部門に届け出る。
- (6) 特定保税運送にあつては発送の日から起算して7日以内、保税運送にあつては個々に指定された運送期間内に運送先に到着しないときはその旨を到着予定地を管轄する税関の保税（取締り）担当部門に報告する。なお、この場合においては、貨物にかかる関税等を直ちに納付することとなる。

（到着時管理）

第21条 外国貨物又は輸出しようとする貨物が保税地域等に到着した際には、次の各号に定める事務を行う。

- (1) 到着した外国貨物等と運送目録又は船卸票等とを対査して、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無の確認を行う。
保税運送については、具体的には、保税地域の貨物管理者とともに、到着した外国貨物等とシステムにより保税地域に配信される「保税運送承認貨物情報」等を対査して、上記の確認を行う。
- (2) 到着した貨物について次に掲げる事実を確認し又はその疑いがあると認められた時は、直ちにその内容を運送管理部門の責任者に連絡する。運送管理部門の責任者はその内容を直ちに管轄税関の保税（取締）担当部門へ報告する。
 - イ 上記(1)及び(2)で対査した書類に記載された品名との相違、数量との過不足、重大な損傷又はこれに準じる異常。
 - ロ 搬入貨物内に、麻薬、覚せい剤又は銃砲刀剣類等輸出入してはならない貨物の存在。

（認定通関業者との連絡体制の構築）

第22条 特定委託輸出に係る運送を行う場合にあっては、第18条から第20条までに定める手続きのほか、以下の方法により認定通関業者との連絡体制を構築する。

- (1) 認定通関業者が輸出者と包括契約を締結している場合には、認定通関業者が行った当該輸出者の梱包がなされる工場・倉庫等に対する現地調査結果の連絡を受けること。
個々の運送にあつては、認定通関業者が確認した貨物の内容等に係る情報を聴取し、当該情報と運送時に実際に確認した貨物の状況に相違がある場合には、税関に報告するとともに当該認定通関業者に連絡すること。
- (2) 認定通関業者の委託を受けて特定委託輸出に係る貨物管理を行う場合には、認定通関業者に求められている当該貨物管理に係る法令遵守規則を遵守する。
- (3) 認定通関業者より税関検査により検査場への貨物の運送に関する指示があった場合には的確に対応すること。運送中に事故等が発生した場合には、当該特定保税運送者から税関に報告するとともに、認定通関業者に連絡すること。

（顧客（荷主）管理）

第23条 各担当者（営業担当者を含む）は、顧客（荷主）の資質、経営状態等について把握するよう努めるとともに、寄託、検品、取扱いその他要望等で不審な点を認められた時は、速やかに顧客

法令遵守規則（コンプライアンス・ガバナンス）の例（特定保税運送者）

（荷主）管理責任者に報告する。顧客（荷主）管理責任者は、当社が行う国際運送貨物の運送等について無用の事故を防止し、健全な保税地域の運営を図る観点から、貨物管理上必要な顧客（荷主）の状況を国際運送貨物運送部門又は保税運送等管理部門の責任者に伝達する。

第5章 他法令の法令遵守規則

（他法令の法令遵守規則）

第24条 総括管理部門は、他法令の法令遵守規則が別に定められている場合又は変更があった場合には、税関に報告する。

第6章 関連会社、提携会社等の指導等

（関連会社、提携会社等への委託及び指導）

第25条 総括管理部門は、各部門が外部の事業者から国際運送貨物の運送業務等の一部を委託する場合には、委託の適否について審査を行うとともに、選定に当たっては委託先の信頼性を十分に把握して各部門に連絡する。

- 2 適正な貨物管理の遂行を図るため、委託先が行うべき業務の内容、責任の範囲、担当者及び責任者を明確にする。
- 3 委託する業務に応じた法令遵守規則及び業務手順書を委託先に整備させ、これらが本規則及び当社の業務手順書に整合的であることを確認する。
- 4 総括管理部門は、前2項が適正に運用されるよう、委託先に対する監督及び指導を行う。

第7章 所管官庁との連絡体制

（所管官庁との関係）

第26条 関係法令を所管する官庁からの質問、照会に対応する担当責任者をあらかじめ定める。また、立入調査及び業務改善措置の求め等に対しては、最高責任者の指示の下、各部門が積極的に協力し、的確に対応する。

第8章 報告及び危機管理

（報告及び危機管理）

第27条 国際運送貨物の運送業務等についての事故、法令違反等（以下「事故等」という。）が発生した際における報告及び連絡体制をあらかじめ整備しておく。

- 2 事故等が発生した場合は、直ちに各部門の責任者に連絡するとともに、各部門の責任者は、事故等の程度に応じて、総括管理部門及び最高責任者に連絡する。
- 3 総括管理部門は、前項により連絡を受けた事故等の内容及び第8条の規定に基づき行われた監査の結果を所管官庁に直ちに報告する。
- 4 最高責任者及び総括管理部門は、事故等が発生した原因の究明等を行い、その原因に応じて本規則等の改善など、再発防止のための必要な措置をとる。

第9章 帳簿書類等の保存

（記帳・記録）

第28条 法令に基づき作成又は保存が義務付けられている場合には当該帳簿を作成する部門及び保管を行う部門を明確にし、それぞれの責任者を定める。

- 2 保存された帳簿及びその修正の履歴は、所管省庁からの照会があったときに速やかに利用可能となるような状態に整理しておく。

第10章 教育及び研修

（教育及び研修）

- 第29条 総括管理部門は、関係するすべての役員及び従業員に対して、本規則の方針及び手続きを理解させ、関係法令、税関周知事項の徹底、本規則における各人の職務を明確に把握させるための教育、訓練を定期的かつ継続的に実施する。
- 2 各部門は、国際運送貨物の運送業務等を適正に遂行するために必要な業務手順書、関係法令集、参考資料等を整備し、従業員が使いやすい場所に整理及び保管するなど、適時に利用可能となるような状態を維持する。
 - 3 法令監査部門は、各部門の責任者及び従業員の専門的知識の水準が十分かどうかを確認するため、定期監査等によって検証を行う。
 - 4 国際運送貨物の運送業務等の全部又は一部を外部の事業者に委託している場合には、委託先の役員及び従業員に対しても教育及び研修を行う体制を整備する。

第11章 処分

（処分）

- 第30条 法令及び本規則に違反した従業員は、別に定めるところにより、最高責任者が厳正に処分する。

第12章 その他

（規則等の改訂）

- 第31条 本規則及び業務手順書の改訂を行った場合には、改訂後の本規則及び業務手順書を速やかに所管省庁に提出する。

付則 この規定は、平成 年 月 日から実施する。